愛媛県大規模小売店舗立地審議会次第

日時　令和８年 10 月 26 日（月）13：30～14：30
場所　愛媛県庁第二別館 10 階　1006 会議室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　届出案件についての審議
［届出］　１件
・くすりのレデイ新居浜松木店（新居浜市）‥‥‥‥ １～６

４　その他
（１）次回以降の審議案件の概要等‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ７
（２）フォローアップ調査について‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ８

５　閉　会

愛媛県大規模小売店舗立地審議会配席図

日時　令和８年 10 月 26 日（月）13：30～14：30
場所　愛媛県庁第二別館 10 階　1006 会議室

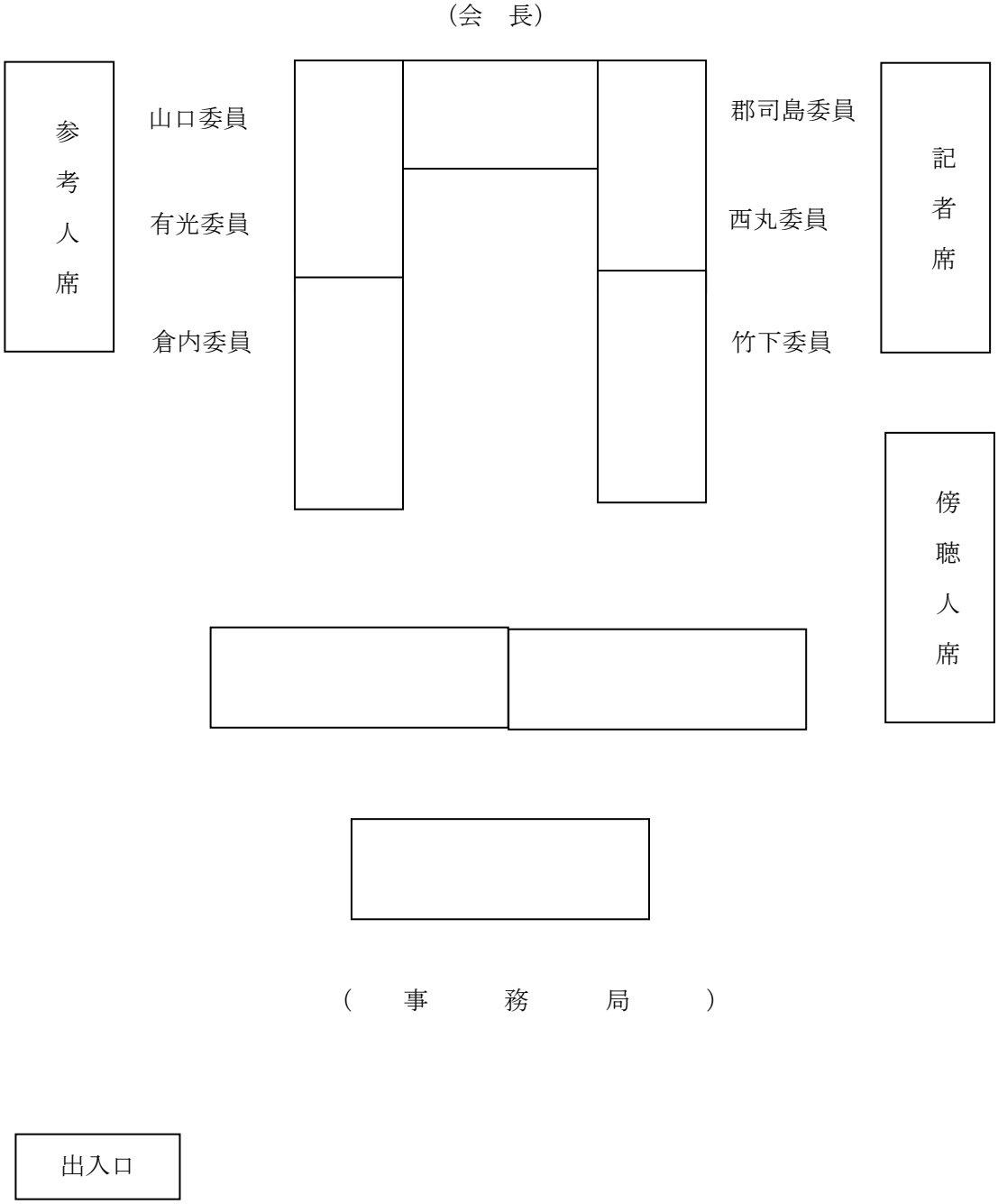

くすりのレデイ新居浜松木店（新設）届出概要

店舗の名称	くすりのレデイ新居浜松木店
所　在　地	新居浜市松木町甲 5258 番１　外
設　置　者 （本社）	株式会社レデイ薬局（松山市）
小 売 業 者 （販売物品）	株式会社レデイ薬局 （医薬化粧品、住・生活関連用品、食料品等）
新設年月日	令和８年１２月１４日
店 舗 面 積	１，２３６㎡
施設の配置に関する事項	
（１）駐車場の収容台数	５３台（基準値　４０台）
（２）駐輪場の収容台数	１０台（参考値　３５台）
（３）荷さばき施設の面積	９３㎡
（４）廃棄物等の保管施設の容量	５．９㎥（基準値　５．７８６㎥）
施設の運営方法に関する事項	
（１）開店時刻及び閉店時刻	午前９時～午後１０時
（２）駐車場の利用可能時間帯	午前８時３０分～午後１０時３０分
（３）駐車場の出入口の数	５箇所
（４）荷さばき可能時間帯	午前６時～午後１０時

○届出年月日　　令和８年　４月１３日

○公告年月日　　令和８年　４月２４日

○説明会開催日　　令和８年　６月　８日（届出日から２か月以内）

○県意見提示期限　令和８年１２月１３日（届出日から８か月以内）

くすりのレデイ新居浜松木店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
Ⅰ　基本事項		
1　事前の調査等	・所轄警察署（新居浜警察署)、店舗設置市等と事前協議済み。	○
2　まちづくりに関する公的計画との整合性	・用途地域：準住居地域及び第一種住居地域	○
3　夜間営業についての考え方	・夜間営業は行わない。	○
4　説明会の開催	・日時：令和８年６月８日（月）18：00～18：20 ・場所：泉川公民館 （新居浜市瀬戸町 12-34） ・出席者：３名	○
5　対応策の履行	・新たな工事は基本建物内装・電気工事のみであり、内装・電気施工担当業者と設置者である株式会社レデイ薬局、立地法担当の株式会社五星とで、立地法届出図面と施工現場との摺り合わせを行う。 ・設置者である株式会社レデイ薬局から店舗責任者（店長）へ届出内容の説明を行う。なお、変更届が必要となる事項については重点的に説明を行う。 ・店長より従業員へは社員教育時に説明を行う。	○
6　事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・事前の予測と乖離が生じた場合は、設置者本社内で調整・対応し、場合により行政にも相談を行う。 ・お客様や地域住民等、外部からの意見や苦情等を受けた場合は、その内容を確認・検討し、必要に応じて行政の所管部局へ連絡するなど、対策を講じる。 ・騒音等に関し苦情等問題が発生した場合は、苦情先との協議を行い、先方の意向を踏まえた上で、場合によっては遮音壁の設置、機器や施設稼働時間の短縮、駐車場の部分的な閉鎖等の対策を講じるなど誠意をもって対応する。	○
7　繁忙期等の追加的対策	・オープン時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。また、状況に応じて、繁忙時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。 ・交通整理員については、出入口付近に１名を想定しており、状況に応じて場内誘導含めて増員、減員を行う。 ・従業員駐車場を来客用に開放する。	○
8　地域貢献に関する取組み	・地元より祭りや各種行事への協力依頼があれば検討する。 ・地元業者、県内業者との取引を促進する。 ・従業員の地元採用を積極的に推進する。 ・警察署、消防署等との連絡が速やかに行えるよう連絡表を作成し、マニュアル化する。 ・災害時においては、地元自治会等と連携し、可能な限り物資の提供等を検討する。 ・定期的に（週に１～２回程度)、店舗周辺の清掃を行う。 ・万一撤退せざるを得ない場合においては、「早期の情報提供」、「後継店の確保」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業への対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化防止」などについて誠意をもって対応する。	○
Ⅱ　大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1　住民等の利便の確保 （1）駐車需要の充足等交通に係る事項 ①駐車場の必要台数の確保	収容台数：53 台（一般用 52 台　身障者用 1 台） ・指針基準値による必要台数 40 台を確保している。	○

② 駐車場の位置及び構造等	・自走式平面駐車場（ゲートなし）である。 ・入庫処理能力は出入口 1 箇所あたり 450 台／時間であり、ピーク時来店台数の 66 台/時を上回る。	○
③ 駐輪場の確保等	収容台数：10 台 ・大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積 35 ㎡あたり１台）によると必要駐輪台数 35 台となるが、営業中の本店舗（990 ㎡）のデータを基に必要台数を算出した結果、必要駐輪台数は５台と予測される。 ５台≒４台（営業中店舗最大利用台数） ×1,236 ㎡（計画店舗面積）/990 ㎡（営業中店舗面積） ・原動機付自転車及び自動二輪車は、駐輪場を共用で利用する。	○
④ 荷捌き施設の整備等	荷さばき施設の面積：93 ㎡ ・処理能力(6 台/時)を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷（1 台/時）を上回っている。 ※荷さばき平均作業時間は 20 分。	○
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	（経路の設定） ・商圏を半径２㎞とし、県道 11 号新居浜角野線及び市道松木寿線を主要アクセス経路とする。 【北方面】ゾーンＡ （来店） 県道 11 号新居浜角野線を南東進→交差点①を直進→県道 11 号新居浜角野線を南東進→出入口１を左折により来店 （退店） 出入口２を左折→市道松木寿線を南西進→交差点①を右折→県道 11 号新居浜角野線を北西進により退店 【南方面】ゾーンＢ （来店） 県道 11 号新居浜角野線を北西進→交差点①を右折→市道松木寿線を北東進→出入口２を右折により来店 （退店） 出入口１を左折→県道 11 号新居浜角野線を南東進により退店 【南東方面】ゾーンＣ （来店） 市道駅裏角野線を北西進→交差点②を左折→市道松木寿線を南西進→出入口２を左折により来店 （退店） 出入口２を右折→市道松木寿線を北東進→交差点②を右折→市道駅裏角野線を南東進により退店 【東方面】ゾーンＤ （来店） 市道松木寿線を西進→交差点②を直進→市道松木寿線を南西進→出入口２を左折により来店 （退店） 出入口２を右折→市道松木寿線を北東進→交差点②を直進→市道松木寿線を東進により退店 【北東方面】ゾーンＥ （来店） 市道駅裏角野線を南東進→交差点②を右折→市道松木寿線を南西進→出入口２を左折により来店 （退店） 出入口２を右折→市道松木寿線を北東進→交差点②を左折→市道	○

	駅裏角野線を北西進により退店 （円滑な入出庫対策） ・出入口１・２・３付近に、駐車場出入口を示す看板を設置する。 ・出入口２・３付近に、通学路に注意する旨記載した看板を設置する。 ・新聞の折込チラシに案内図を印刷し、来客へ案内経路を周知する。 ・オープン時や繁忙期には駐車場出入口等に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な車両の誘導・整理を行う。 ・オープン時及び平常時において、来客車両による渋滞等により周辺地域に影響が生じた場合や、地元警察署より渋滞解消や安全への対策の要望があった場合には、店長が状況を確認し、関係機関との協議により対応する。	
（２） 歩行者の通行の利便の確保	・出入口付近に停止線と路面標示を行い、出庫車両の一旦停止と前面道路の歩行者への安全確認を促す。 ・出入口前面の市道松木寿線及び市道松木東城線は泉川小学校及び泉川中学校の通学路に指定されているため、通学路に注意する旨記載した看板を設置する。 ・出入口付近の見通しを確保した構造とする。	○
（3） 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	・商品の簡易包装、梱包に努める。 ・段ボールの再資源化を図る。	○
（４） 防災・防犯対策への協力	・地方公共団体から要請があった場合、災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、協議検討の上、協力する。 ・警察、自治会、ＰＴＡ等の関係機関、地元団体から防犯対策について協力要請がある場合は、可能な限り協力する。 ・駐車場利用可能時間帯以外は出入口をプラチェーンで閉鎖する。 ・定期的巡回による青少年の蝟集防止や犯罪防止、防犯カメラの設置による死角の排除、防犯灯の適切な配置、必要に応じた声かけなど、可能な防犯対策を講じる。	○
２ 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止 （1） 騒音の発生に係る事項 ① 騒音に対応するための対応策	（荷さばき施設及び作業に係る騒音対策） ・十分な作業スペースを確保し、荷さばき時間の短縮を図る。 ・可能な車両については、荷さばき車両のアイドリング停止の徹底を行う。 ・夜間に荷さばき作業は行わない。（荷さばき時間帯：午前 6 時～午後 10 時） （廃棄物収集作業に係る騒音対策） ・夜間に廃棄物収集作業は行わない。（収集時間帯：午前 8 時～午後 8 時） （設備機器に係る騒音対策） ・騒音発生源となる設備機器については、低騒音型機器を導入する。また、定期的な保守点検により、故障等による異音の発生を防ぐ。 （駐車場の騒音対策） ・リニューアルオープン時や繁忙期など混雑が見込まれる際には、交通整理員を配置し、場内走行の円滑化を図ることで、渋滞の発生による騒音を防止する。 （ＢＧＭ等の営業宣伝活動に係る騒音対策） ・ＢＧＭ等屋外への営業宣伝活動は行わない。 （その他） ・騒音に関して苦情等問題が発生した場合は、誠意をもって対応する。	○

<table>
<tr>
<td>② 騒音の予測・評価</td>
<td>等価騒音レベル
【昼間】（単位：dB）
<table>
<tr><th>地点</th><th>類型</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr>
<tr><td>A１F</td><td rowspan="8">B</td><td rowspan="8">55</td><td>45.9</td></tr>
<tr><td>A２F</td><td>45.0</td></tr>
<tr><td>B１F</td><td>49.4</td></tr>
<tr><td>B２F</td><td>49.1</td></tr>
<tr><td>B３F</td><td>48.6</td></tr>
<tr><td>C１F</td><td>44.7</td></tr>
<tr><td>C２F</td><td>44.5</td></tr>
<tr><td>D１F</td><td>36.5</td></tr>
<tr><td>D２F</td><td>36.5</td></tr>
</table>
【夜間】（単位：dB）
<table>
<tr><th>地点</th><th>類型</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr>
<tr><td>A１F</td><td rowspan="8">B</td><td rowspan="8">45</td><td>34.6</td></tr>
<tr><td>A２F</td><td>33.7</td></tr>
<tr><td>B１F</td><td>26.2</td></tr>
<tr><td>B２F</td><td>26.2</td></tr>
<tr><td>B３F</td><td>26.1</td></tr>
<tr><td>C１F</td><td>39.1</td></tr>
<tr><td>C２F</td><td>38.8</td></tr>
<tr><td>D１F</td><td>24.5</td></tr>
<tr><td>D２F</td><td>24.6</td></tr>
</table>
※B類型：主として住居の用に供される地域

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。

夜間の騒音発生源ごとの最大値　（単位：dB）
<table>
<tr><th>地点</th><th>区域</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr>
<tr><td>A’</td><td rowspan="2">第２種</td><td rowspan="2">45</td><td>57.8</td></tr>
<tr><td>B’</td><td>51.8</td></tr>
<tr><td>C’</td><td rowspan="2">第３種</td><td rowspan="2">50</td><td>42.1</td></tr>
<tr><td>D’</td><td>55.7</td></tr>
</table>
※第２種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第３種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されてる区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

夜間の騒音発生源ごとの最大値について、A’、B’、D’において来客車両走行音により基準値を超過した。

<table>
<tr><th>地点</th><th>区域</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr>
<tr><td>A’</td><td rowspan="2">第２種</td><td rowspan="2">45</td><td>39.8</td></tr>
<tr><td>B’</td><td>33.8</td></tr>
<tr><td>D’</td><td>第３種</td><td>50</td><td>37.7</td></tr>
</table>
これらの基準値を超える音源（来客車両走行音）について、実測値を用いて再予測を行ったところ、基準値を満足した。

なお、開店後、苦情等が発生した場合は、誠意をもって対応する。</td>
<td>○</td>
</tr>
<tr>
<td>（２）廃棄物に係る事項等
① 廃棄物等の保管</td>
<td>廃棄物保管施設の容量 5.9 ㎥
・指針で定める必要な廃棄物保管容量 5.786 ㎥を確保している。</td>
<td>○</td>
</tr>
<tr>
<td>② 廃棄物等の処理</td>
<td>・許可業者による運搬・処理を行う。</td>
<td>○</td>
</tr>
<tr>
<td>③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について</td>
<td>・生ごみの密閉保管や施設の定期的な洗浄など適正な管理を行い、ごみの散乱、異臭防止を図る。</td>
<td>○</td>
</tr>
<tr>
<td>（３）街並みづくり等への配慮等</td>
<td>（景観への配慮）
・周辺の景観に配慮し、違和感の生じない色合いやデザインとする。
（光害対策）
・屋外照明、広告照明は周辺民家などに影響が出ないよう方向や強さに配慮する。</td>
<td>○</td>
</tr>
</table>

	・照明灯の点灯時間は日没から閉店後 30 分までに限り、その他時間帯は消灯する。	
指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	・身障者用駐車場（3.5m×5.0m：1 台）を確保する。 ・バリアフリートイレを設置する。	○
環境への配慮	・照明設備は LED とし、消費電力の低減に努める。	○

くすりのレデイ新居浜松木店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
新居浜市	意見なし	－	－
一般住民等	意見なし	－	－

○県の意見（案）　意見なし

４　その他

（1）　次回以降の審査案件

大規模小売店舗の名称（所在地）	主な届出内容（新設・変更日）	届　出 年月日	公　告 年月日	説明会 開催日	市町村 意見期限	県の意見 提示期限
新居浜ファッションモール（新居浜市）	新設（店舗面積 2,238 ㎡）（R9.1.14）	R8.5.13	R8.5.26	R8.6.17	R8.9.25	R9.1.13
（仮称）ダイレックス今治延喜店（今治市）	新設（店舗面積 1,526 ㎡）（R9.2.25）	R8.5.15	R8.5.29	R8.6.19	R8.9.29	R9.1.15
（仮称）ダイレックス三津浜店（松山市）	新設（店舗面積 1,475 ㎡）（R9.1.28）	R8.5.15	R8.5.29	R8.6.18	R8.9.29	R9.1.15
（仮称）ダイレックス東予店（西条市）	新設（店舗面積 1,581 ㎡）（R9.3.25）	R8.5.28	R8.6.9	R8.7.2	R8.10.9	R9.1.28
（仮称）ゆめタウン四国中央本館・別館（四国中央市）	店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、駐車場の自動車の出入口の数及び位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯（R9.3.15）	R8.9.4	R8.9.15	R8.10.29	R9.1.15	R9.5.4
（仮称）ゆめタウン四国中央専門店棟（四国中央市）	店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、駐車場の自動車の出入口の数及び位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯（R9.3.15）	R8.9.4	R8.9.15	R8.10.29	R9.1.15	R9.5.4
クスリのアオキ別名店（今治市）	新設（店舗面積 1,247 ㎡）（R9.5.12）	R8.9.11	R8.9.29	未定	R9.1.29	R9.5.11
ドラッグコスモス大洲新谷店（大洲市）	新設（店舗面積 1,363 ㎡）（R9.5.12）	R8.9.11	R8.10.2	未定	R9.2.2	R9.5.11
ＮＥＣＡＰ松山複合商業施設（松山市）	駐車場の位置及び収容台数（R9.5.15）	R8.9.14	R8.10.2	掲示	R9.2.2	R9.5.14

※網掛部は審議会案件（新設、増床、市町や住民から法に基づく意見があったもの等）である。

（2）フォローアップ調査について

調査予定等

大規模小売店舗の届出名称（所在地）	届　出 内　容	届　出 年月日	法定手続 終了年月日	新設・変更 年月日	実施調査の状況
ドラッグコスモス波止浜店（今治市）	新設	R7.5.7	R7.12.11	R8.5.2	（今治市からの報告） 問題なし。 （県の意見） 設置市が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果、周辺生活環境への問題は発生しておらず、また、周辺住民からの苦情も発生していないため、問題なし。
スーパーセンタートライアル松山空港通り店（松山市）	新設	R7.5.21	R7.12.11	R8.8.28	10月下旬頃照会予定
コメリハード&グリーン今治店（今治市）	新設	R7.6.25	R8.2.12	R8.3.28	照会中
ラ・ムー川之江店（四国中央市）	新設	R7.9.10	R8.4.10	R8.5.21	照会中
スーパー日東土居田店（松山市）	新設	R7.11.17	R8.6.3	R8.7.29	照会中
mac 桜井店（今治市）	新設	R7.11.19	R8.6.3	R8.6.11	（今治市からの報告） 店舗設置者の自己評価の結果、駐車場利用可能時間帯以外は出入口をプラチェーン等で閉鎖できていなかった。 （県の意見） 店長より防犯意識と閉鎖の重要性について社員教育を徹底し、確実に閉鎖を行うよう指導を行った旨確認し、店舗設置者に対して、届出内容の確認及び順守を行うよう口頭で指導を行った。
ドラッグコスモス妻鳥店（四国中央市）	新設	R8.2.17	R8.9.4	R8.11.14	令和９年１月中旬頃照会予定

参考資料（関係図面）

（１）届出案件についての審査（１件）
〇くすりのレデイ新居浜松木店 ・・・

図面①　広域見取図（くすりのレデイ新居浜松木店）

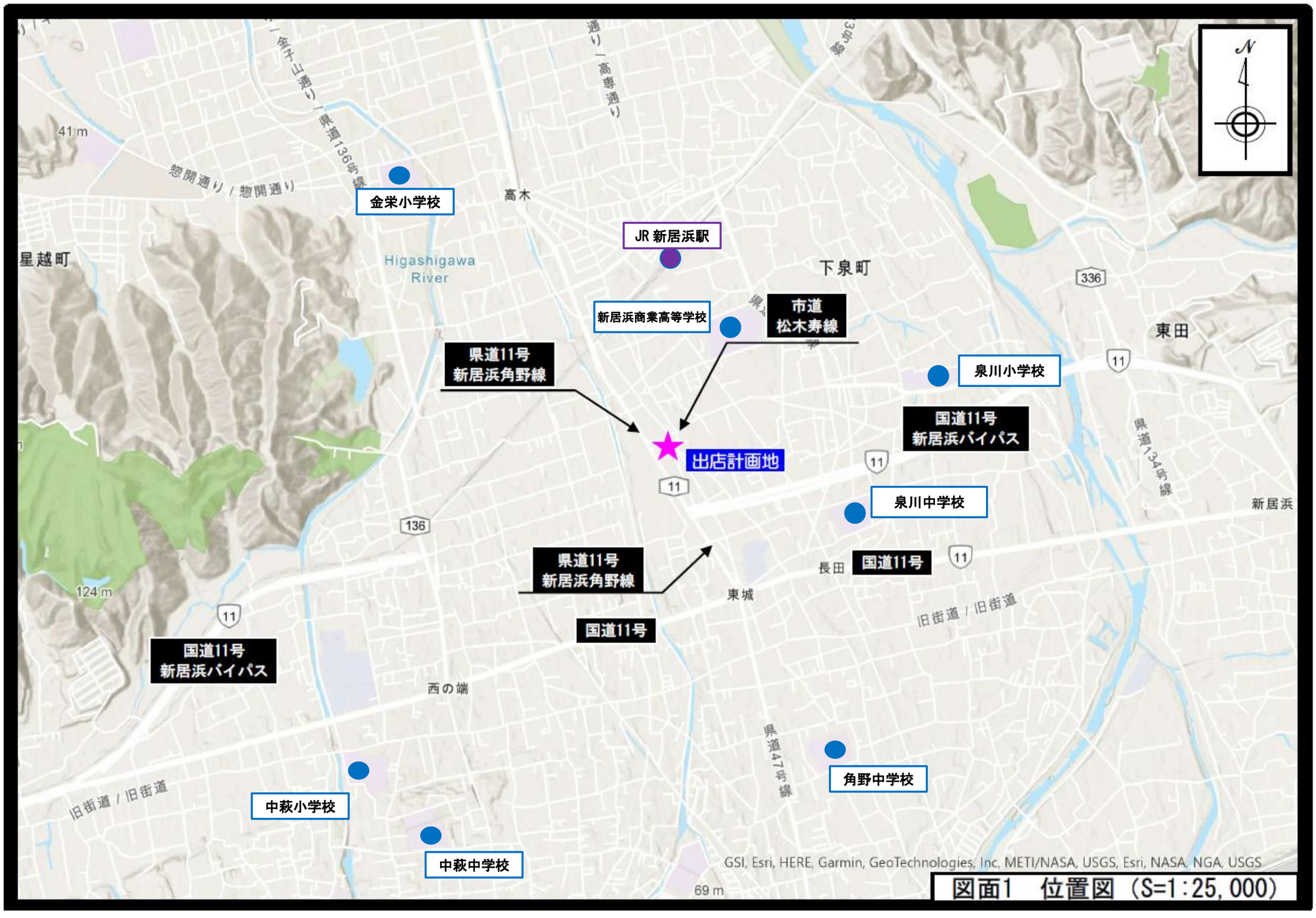

図面1　位置図（S=1:25,000）

図面②　周辺見取図（くすりのレデイ新居浜松木店）

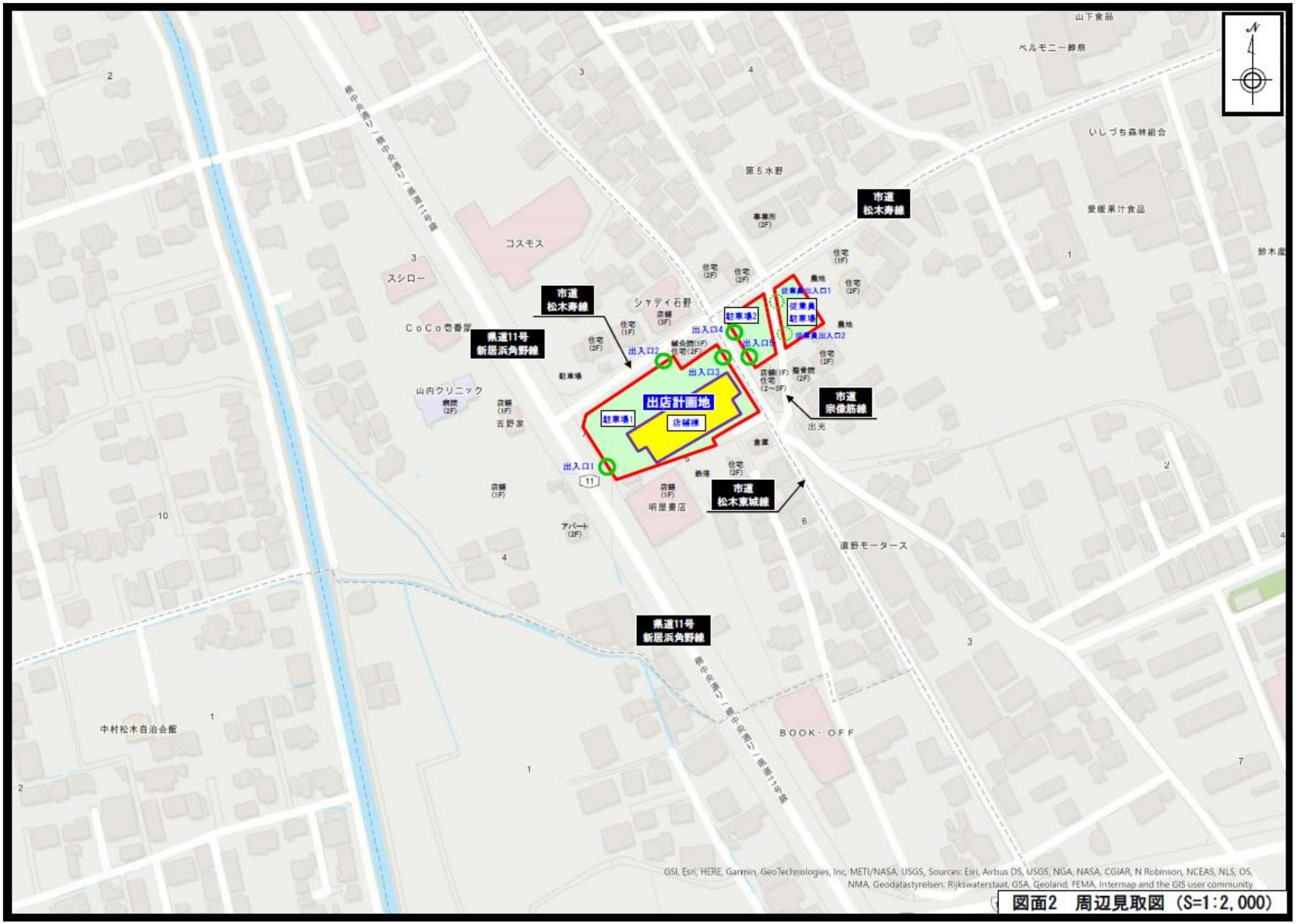

図面③　配置図（くすりのレデイ新居浜松木店）

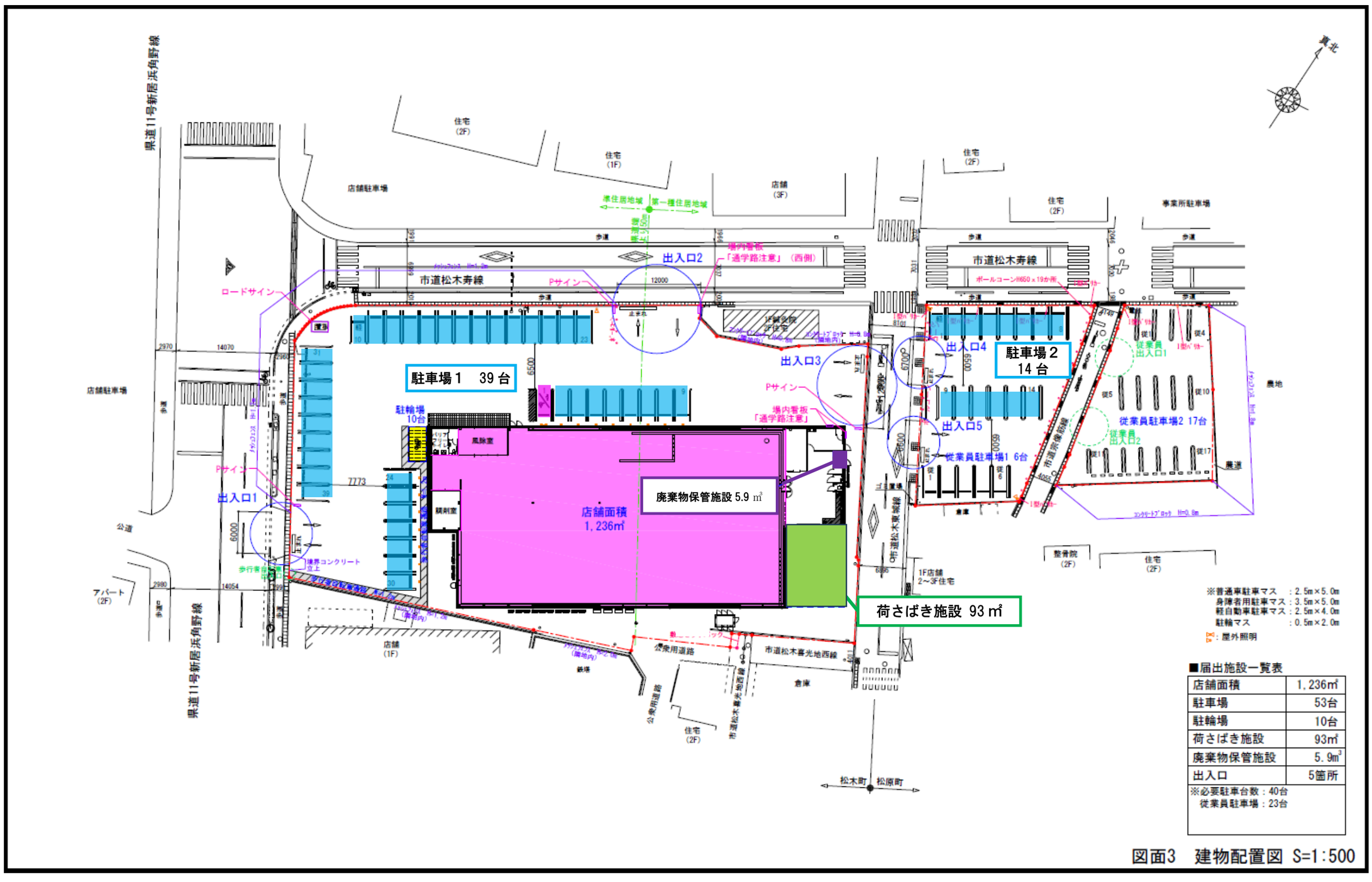

■届出施設一覧表

店舗面積	1,236㎡
駐車場	53台
駐輪場	10台
荷さばき施設	93㎡
廃棄物保管施設	5.9㎥
出入口	5箇所

※必要駐車台数：40台
従業員駐車場：23台

図面3　建物配置図 S=1:500

図面④　誘導経路図（くすりのレデイ新居浜松木店）

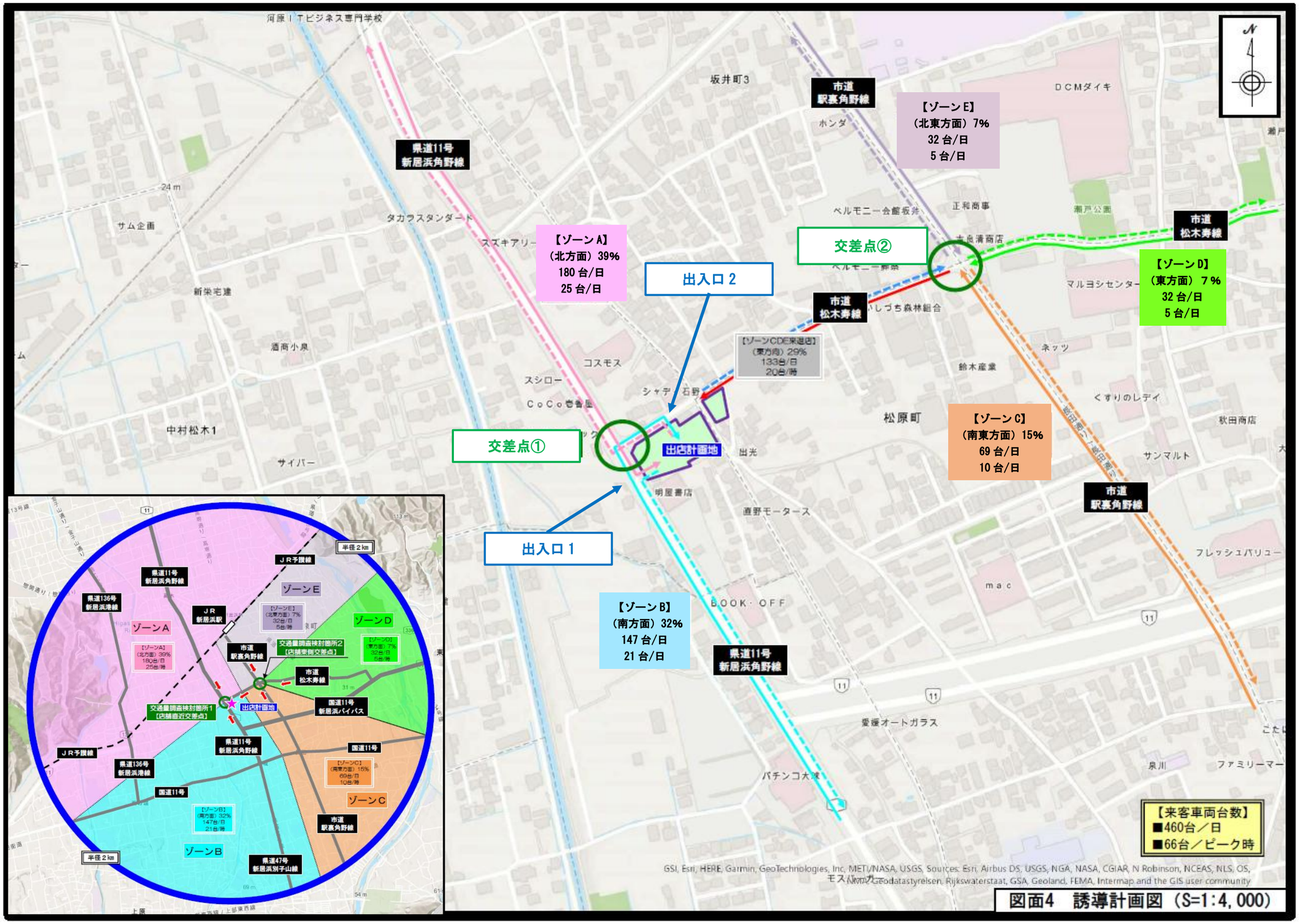

図面⑤　騒音予測地点位置図（くすりのレデイ新居浜松木店）

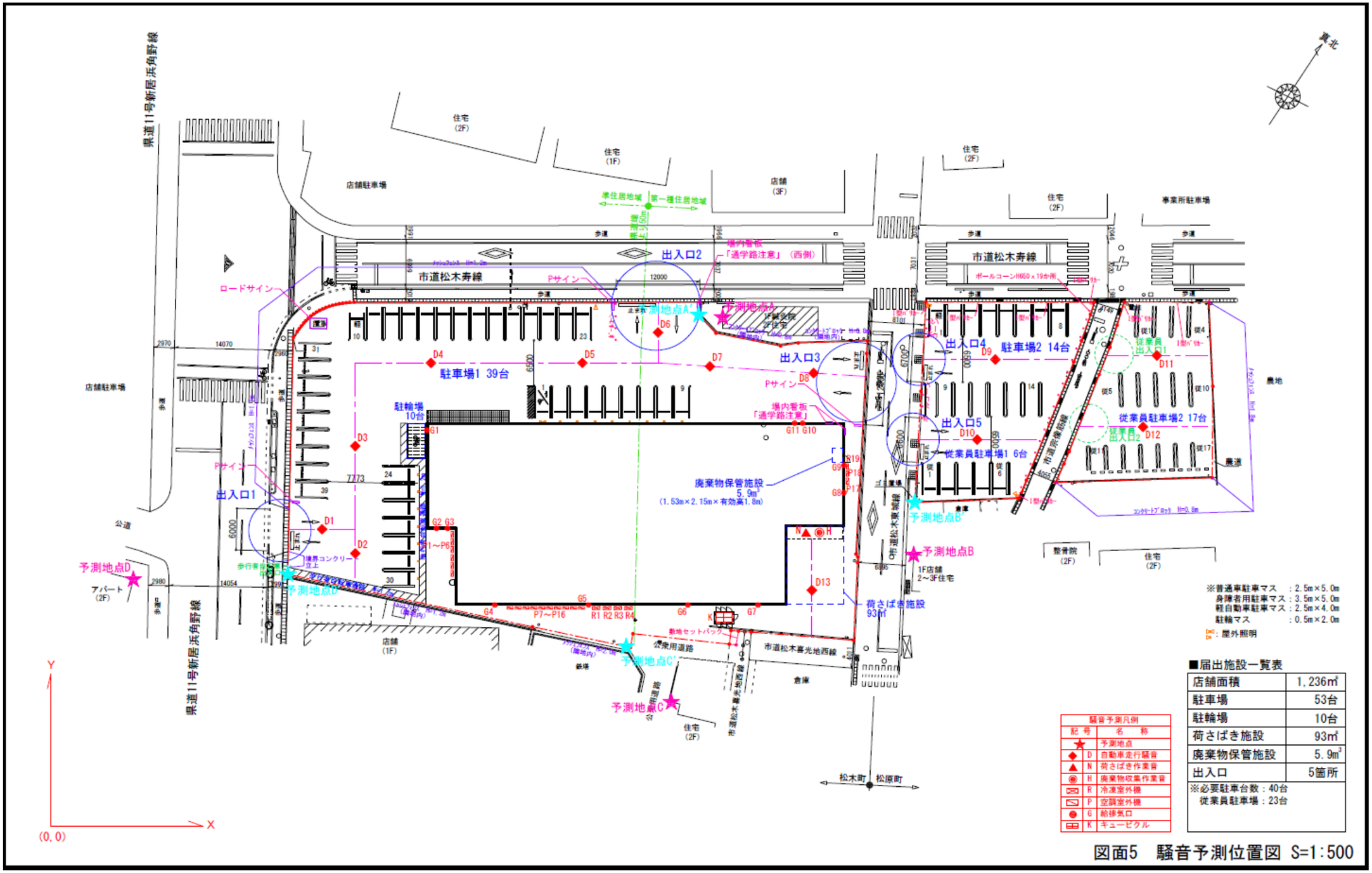

※普通車駐車マス　：2.5m×5.0m
身障者用駐車マス：3.5m×5.0m
軽自動車駐車マス：2.5m×4.0m
駐輪マス　：0.5m×2.0m
：屋外照明

■届出施設一覧表

店舗面積	1,236㎡
駐車場	53台
駐輪場	10台
荷さばき施設	93㎡
廃棄物保管施設	5.9m³
出入口	5箇所

※必要駐車台数：40台
従業員駐車場：23台

騒音予測凡例

記号		名称
★		予測地点
◆	D	自動車走行騒音
▲	N	荷さばき作業音
◉	H	廃棄物収集作業音
▭	R	冷凍室外機
▭	P	空調室外機
●	G	給排気口
▭	K	キュービクル

図面5　騒音予測位置図 S=1:500

図面⑥　店舗外観（くすりのレディ新居浜松木店）



【建物西側より撮影（表側）】



【建物北側より撮影（建物表側・側面）】



【建物西側より撮影（表側拡大）】



【建物北東側より撮影（建物裏側）】

建物外観写真

図面⑦　駐車場サイン等（くすりのレデイ新居浜松木店）

